慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	書評：鈴木正崇編『アジアの文化遺産： 過去・現在・未来』慶應義塾大学東アジア研究所、2015年
Sub Title	
Author	梅屋, 潔(Umeya, Kiyoshi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2016
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.21 (2016. 7) ,p.124- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20160702-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：鈴木正崇編

『アジアの文化遺産――過去・現在・未来』慶應義塾大学東アジア研究所、2015 年

梅屋　潔

Ⅰ　本書の成立背景

「本書は 2014 年 4 月から 7 月まで計 13 回にわたって行われた慶應義塾大学東アジア研究所講座「アジアの文化遺産―現在・過去・未来」にもとづく論集である」(i)。編者の鈴木正崇による「序」をあわせ、14 の論考によって構成されている。「東アジア研究所」に改名するまえの「地域研究センター」時代から名前を変えて継続しているこの「講座」は隔年開講であり、「講座」が行われた次の年に書籍が刊行されることになっている。

本書のコンテンツのそれぞれは番号を付された「章」として提示されていない。この講座にもとづくその他の書籍をみてみると、たとえば同じ編者による『東アジアの近代と日本』(2007)、『南アジアの文化と社会を読み解く』(2011)（ともに慶應義塾大学東アジア研究所）は、この形式をまもっているようである。

Ⅱ　本書の概要

以下「序」（鈴木正崇）を除いた内容を個別に紹介する。それぞれの論考の副題は略することにする。

「世界遺産条約の課題とこれからの遺産アプローチ」（稲葉信子）は、カルチュラル・ランドスケープと奈良ドキュメントとともに注目を浴びた文化の多様性を例にとり、多くの国で縦割りになっている自然遺産と文化遺産を橋渡ししようとする世界遺産条約が置かれるさまざまな困難を叙述している。とくに無形に典型であるが文化遺産の「保護」「保全」「保存」の困難な性格を鑑み、また、とかく議論のあるオーセンティシティ概念を踏まえて遺産の価値づけすることの困難を考えると、有形無形の文化遺産の登録は、その対象をカテゴリーと考えるよりは、ケースにそくしたアプローチが大切であることを説く。アプローチとは、遺産のさまざまな種別を包含し、それらを面でまとめていく保護の手法という意味である。当該の遺産にとり、リストに挙げられることはブランドとしての意味をもち、それはもはや登録やリスト作成の本来の意図を超えてしまっている。カルチュラル・ランドスケープに代表される取り組みには、次世代の遺産保護あるいは資源管理としてのアプローチの疑いない重要性を予感させる。

「ミャンマーの文化政策」（高谷紀夫）では、ミャンマーにおけるビルマ族仏教徒がマジョリティをしめ、言説レベルでも、文化政策レベルでもその優越性が明らかであることが示される。1962 年（ネー・ウィンによる軍事クーデターの年）に「国民文化」論が提唱されたことに象徴されるように、軍事政権下で文化保存・保護の政策が確立し、「国民文化」の成立と、

梅屋潔「書評：鈴木正崇編『アジアの文化遺産――過去・現在・未来』」
『三田社会学』第 21 号（2016 年 7 月）124-130 頁

複数の「文化」から単数の「国民文化」（＝ビルマ族仏教文化）へと「文化」の語彙がもつ意味と用法は、文化政策上変化してきた（一方で公式の民族数は 1964 年現在、1966 年現在、1983 年現在でそれぞれ 95・124・135 と増加していく）。有形・無形いずれの文化財をとっても保護保存の対象となるのは、公的にはビルマのそれであり、非ビルマについては少数民族の自助努力に依存している。ミャンマーを代表する民族誌家であるミン・ナインの仕事を追っていっても明確にその流れはあらわれる。つまり、初期にはみられた諸民族のうちの特定の一つを扱う研究は、62 年以降は自らもその策定のもとになった調査研究にもとづく政府方針の集合的な「多民族性」を表象するものにとってかわられ、80 年代以降は個別の画家という極めて限られたモチーフに対する業績に収斂していくのである。

「アンコール王朝繁栄の謎」（石澤良昭）は、その情報が断片的であること、判読が困難であること、王やその周囲の階級の動静に比して一般の人々の社会の様子については沈黙しがちであることなど、解読上の困難を認めつつも、碑文が篤信の象徴であり、その奉納は功徳を積む目的があるところから「碑文は「生の声」を伝えている」（73）。このテーゼのもとに、碑文の研究者は王朝の歴史を再構成しようとするのである。GPS を用いて地図に落としていく作業を経ると、古クメール語で刻まれた膨大な動産・不動産の寄進の記録は、「たわわに実った稲穂、ゆったりとした時間・神仏への敬虔な祈り」など碑文に直接書き込まれていない「村人の日常生活」を顕現させる。その推測のなかで描かれる豊かな日常生活では、寺院維持の家産や労働力も強制ではなかったのではないかと思われるほどだ。物流と交易の大集散地たるアンコール都城の経済・軍事・宗教など門前町の多面的な様相が再構成されていく。中国人からも「富貴真臘」とたたえられた繁栄の背景が明らかにされる。

「ベトナムの世界遺産ホイアンと日本との歴史的関係」（菊池誠一）は、現在ではともすると縁遠いように思われているベトナムと日本が、江戸時代には朱印船貿易を通じてきわめて緊密な関係を維持していたことを思い出させてくれる。朱印船総数 356 のうち、130、つまり約 3 分の 1 がベトナムとの朱印船貿易であったといい、ホイアンへは最多の 71 隻が派遣された記録があるという。必然的に、そこには「日本町」が形成された。現存するホイアン旧市街地の建造物は、最古のものでも 18 世紀末のものであるが、日本町の繁栄は 17 世紀のことである。1993 年からの発掘で、陶磁器の出土から、居住域の範囲と居住開始時期が推測された。また絵図に描かれた館の場所もレーダ探査により特定された。鎖国後の関係は漂流民によるものに限られたが、現在では 1999 年に世界遺産に登録されたホイアンの町並み保存事業などを通じた学術交流などが続いているという。

「ガムラン」（皆川厚一）では、ガムランについて詳述される。ドンソン銅鼓にそのルーツをもつガムランは、インド文化の影響によって爛熟したヒンドゥー＝ジャワ文化、とくにマジャパイト王朝期に楽曲や楽器の原型ができたと考えられている。イスラームがインドネシアに伝来し、改宗を拒んだ王族と宗教関係者が、マジャパイトから派遣された貴族によっておさめられていたバリに逃れてヒンドゥー＝ジャワ文化の伝統を継続するようになった。そのためバ

リにはマジャパイト王朝時代の芸能や音楽が伝承されていると考えられている。バリの芸能はバンジャールという地域共同体の内部組織スクによって担われ、寺院への奉納を基本として宗教色と娯楽色の強弱により三つのカテゴリーに分けられた。

シュピースなど外国人の活躍もあって海外公演などをするようになったバリ芸能は、「バリ芸能のルネッサンス」を迎える。インドネシア独立後には、観光化が進み、日本でも「神々と芸能の島」、「癒しの島」として人気を博した。コカール（高等学校相当）（1960）からアスティ（短大相当）（1967）など公的な学校が整備され、バリ島芸術祭（1979-）やレコーディングなどによりガムランの担い手の層も厚くなった。観光に対応した演奏者の組織としてかつての村落と寺院に結びついたスクではなくサンガルと呼ばれる同好会も生まれたが、2002 年の爆弾テロ以降は衰退し、現在ではヤヤサンという企業的な財団法人が芸能を支えている。バリ芸能と観光はいまだテロで受けた大きな打撃から立ち直ってはいない。

「インド仏教聖地と文化遺産」（前島訓子）は、ユネスコ世界遺産の一つ、インド・ビハール州南部のボードガヤーが「仏教聖地」として再建していく物語を現在進行形のものとして描き出す。ここは、その象徴ともいうべき大塔の周囲に日本、スリランカ、チベット、中国、台湾、タイ、ベトナムなど国や地域の異なる仏教徒が寺院を建立し、言葉や作法での祈りをささげる「生きている遺産」となっている。この大塔は、仏教徒により埋められたために破壊を免れ、発掘後そして独立後の 1956 年のブッダ生誕 2500 年祭から仏教聖地であり続けてきた。しかしその管理運営は、仏教徒のみによるものではなく、仏教とヒンドゥー教の代表者による「寺院管理委員会」によって運営されているが、絶えず奪還闘争に代表される宗教観緊張の結節点となっていた。また限定的な事例ではあるが、大塔の地元社会では、村ごと仏教に改宗したミヤビガ集落のように、供犠を禁じ、ヒンドゥーの祠を破壊するなど宗教の対立は形を変えて現在も継続中で、そうした意味でも「生きている」のである。

「世界遺産としてのバーミヤン遺跡」（前田耕作）は、バーミヤンの過去・現在・未来を描く。バーミヤンは古くからペルシャと関係があったと考えられ、アレクサンドロス、クシャン朝、ササン朝を経て何らかの要地であったはずである。信頼できる記録は、630 年の玄奘の『大唐西域記』を待たなければならない。拝火壇の存在からペルシャ式の儀礼の存続が推測される。726 年には、逆のルートでバーミヤンをとおった慧超の報告がある。小乗から大乗へ、また、征服を経てイスラームへと劇的変化を遂げたバーミヤンの歴史はいまだ謎に満ちている。2001 年のタリバン政権成立以後、2001 年 3 月 12 日の「現代の偶像破壊」に代表される危機に瀕してイタリア、ドイツ、日本など国際的な協力のもと、保護と保存が行われた。2003 年には「バーミヤン渓谷の文化的景観と考古遺跡群」として世界遺産に登録されたときには同時に「危機に瀕した遺産」としての登録もされた。以降の保存修復作業は、地雷撤去からはじめられたが、玄奘の活動とも密接な関係が想像される「胎内経」の発見や「スコイエン・コレクション」と称する石窟から発見された経典群などの発見が相次ぎ、東大仏の制作年代が 5 世紀中期から 6 世紀初頭、西大仏は 6 世紀初頭から中期までの制作と特定された。2013 年にはドイツ・イコ

モスが、破壊され足を失っていた大仏に鉄筋コンクリートと煉瓦で固めた「支柱」が突然つくられ「原型なき復元」として物議を醸した。また同年、韓国政府がバーミヤン博物館のための資金拠出を申し出たが、すぐには実現に至らなかった。アフガニスタンの古代文化と中世以来のイスラームをひとしく鑑賞でき、アフガニスタンの平和定着の礎石となるような今も生きる伝統無形文化遺産の継承の場としての「博物館」の実現のための議論は現在も続いているからである。

「エスニックツーリズムと文化遺産」（藤木庸介）では、中国・雲南省麗江と、インドネシア・スラウェシ島のタナ・トラジャの事例が紹介される。エスニックツーリズムは、ホスト側から見ても初期投資不要の観光であり、ビジター側からも「異なる文化・日常」に触れることができる双方にメリットのある観光だが、経済効果のターゲットに注目するとさまざまな問題が指摘しうる。世界遺産麗江の目玉は交易の要衝としての伝統的民家とその歴史的背景である。石畳や、土司の統治のあと、自然崇拝トンバ教が、自然景観をいかして配置される。四合五天井、三坊一照壁など特徴的な民家の形式と都市のあちこちにある共同水場としての井戸と水路なども景観の重要な要素である。世界遺産登録を契機として世界的な観光地に成長した代価として、外部から旧市街地への流入人口が増加し、旧市街地にはかつてはあった一般業種や一般住居は姿を消して観光業種の建物ばかりになり、常住人口は新市街地または別の場所に移転してしまった。営利活動を一義的な目的とする流入人口にとって、かつての住民モラルは失われ、水路も汚染されるようになった。これは、生活習慣や風俗といった「無形文化財」への目配りが足りず、世界遺産としての評価と登録の対象が都市景観や伝統的建造物といった「有形文化」にのみ特化した結果である。

タナ・トラジャの世界遺産登録は二度にわたって不首尾に終わる。トンコナン（特徴的住居）のような有形遺産に限定するのか、アルック・ト・ドロ（先祖のやり方）にもとづく、生きているエスニック・カルチャーにまで登録の範囲を広げるのかといった議論がまとまらないこと、維持保全の具体的方針と観光開発の関係を明確化できなかったこと、遺産保護と生活の保護といった問題に明確な方針を打ち出せなかったことなどがその原因である。トラジャ族の生活は、トンコナンの使用方法やキリスト教式の儀礼を組み合わせた葬送儀礼の形など、現代的ニーズに合わせて姿をかえつつもアルック・ト・ドロにもとづく「生きている」エスニック・カルチャーを体験することができる。ビジター側の欲求は満たされ、一定の経済効果がもたらされるが、受益者は観光関連業者のみであり、一般のトラジャには観光収入をもたらさない。「自らが他との差異を維持すること」が「伝統文化を守ること」だとすれば、それを実現・維持するのは（「生きている遺産」に範囲を拡大しているとはいっても）もともとが「有形文化」を想定していた世界遺産に代表される観光ブランドなどではない。エスニックツーリズムの行方も、エスニックとはなにか、という問いと同様、問われていくべき課題である。

「中国における「遺産」政策と現実の相克」（菅豊）は、文化に「遺産」という称号を付与することによって確認される価値は、グローバル・ポリティクスのなかの構築であるとする。

それは、1970 年代には「財」から「遺産」へという変遷をともなったものだったし、2003 年には「遺産」の枠組みは「有形文化」から「無形文化」へ拡大された。こうしたユネスコの文化財政策や制度、あるいは理念の刺激を大いに受けつつも、中国政府の内外への対応は、さまざまな「ずれ」を示す。ずれた政府の政策や制度を受けて文化財の担い手も意図的であれそうでない場合であれずれていた。ユネスコでは別建てとなっている「世界遺産」と「無形文化遺産」をともに「文化遺産」に含みこみ、ユネスコの規定する「文化遺産」は中国の法体系では「文化遺産」の下位概念である「物質文化遺産」に相当するものとなっている。そのずれは、ユネスコの規定する「普遍的価値」を国民的なナショナリズムに読み替えたものでもあり、国策として積極的に指定を進めた過程では、観光などとむすびついて経済開発のツールとなった。観光のための「古鎮化」による都市のテーマパーク化や、これらの制度のなかで見いだされた、従来の意味では伝統的バックグラウンドを欠いた剪紙の名手を生み、「伝統の担い手」による「伝統」の再発見や再創造、そしてその浮沈にもつながっている。

「韓国の無形遺産保護政策の成立と展開」（朴原模）は、韓国の無形文化遺産の保護政策に焦点を絞る。1962 年制定・公布された韓国「文化財保護法」は「有形文化財」や「記念物」だけではなく「無形文化財」や「民俗資料」を「文化財」の範囲に含むものとなった。無形文化財は、国家の目録を作成する「指定認定」、技・技能を一般に公開する「公開行事」、伝承のための「伝授教育」、保護・育成を支援するための「公的支援」を中核とし、「研究調査」と「記録作成」が関連法で法的根拠を与えられている。また 1970 年には、市や道でも「地方文化財」にそれに準じた指定が行われるようになった。ここでは具体例を含めその推移の紹介が行われ、指定に際し「全国民俗芸術競演大会」での活躍や『人間文化財』という書物の記載が果たした役割や、2003 年のユネスコ条約（2006 年発効）を受けて「無形文化財」の範囲を拡大したことが論じられる。これまでの「芸能」「技能」に加えて口伝伝統および表現、公演芸術、社会的慣習・儀式および祝祭行事、自然と宇宙に関する知識および慣習、伝統工芸技術のカテゴリーが設けられ、特定保有者や団体による伝承に限定されない、「アリラン」や「キムチ」に関する文化も包摂することができるようになったのである。現在もこれらの傾向を反映した新しい法律制定の動きがみられる。

「「白川郷」で暮らす」（才津祐美子）は、古くは大家族制で知られた白川郷が、「合掌造り」研究、民家研究の流れを受けて「世界遺産」となった際に（正確には異なる場所だが同じ名前で表象される）、そこに暮らす人々の生活にいかなる変化が訪れたかを克明に報告する。伝統的建造物保存地区制度（1975）、世界遺産リストへの登録（1995）と、法や制度の整備に歩調を合わせるように「保存組合」、「守る会」など、組織的な努力が続けられた萩町地区の事例は、観光客の増加をもたらしたいっぽうで、ゴミのポイ捨て、私有地への侵入、窃盗などの「観光公害」も生んだことを示している。また、規制が強化され、現状を変更する際には、いくつもの手順をふまなければならないほか、景観にあったかたちでの「修景」が繰り返され、「本物」よりも「本物らしさ」をもったモドキをつくらねばならない状況となった。文化遺産の保全を

日常的に抱え込むこと、より保全するべき伝統にみあったかたちで維持していくことは、文化遺産を絶えずつくり出すことに他ならず、つねにどこまで変えても良いのか、どのような変え方なら容認されるのかを問い直し続けることにもなるのである。程度の問題はあれ、有形文化財といえども、この点は無形文化財と同種の問題を抱えていることを指摘する。

「無形遺産条約と日韓の文化財保護法」（岩本通弥）は、日韓の文化財保護法を対照して議論を進める。日本植民地期に朝鮮総督府がつくった「古蹟及遺物保存規則」が「史蹟名勝天然記念物保存法」を経てできた日本の「文化財保護法」と、その植民地適用を廃止後に 54 年に改正された同法をモデルとした韓国の「文化財保護法」は淵源をともにする法律であるため類似していた。しかし時間がたつにつれ、その時々のニーズに沿って大きく一元管理をめざして改正する韓国と、付加的部分的な改正を重ね、地域の担い手や自治体に任せる部分の大きい日本の対応とは異なり、両国の制度は次第に乖離するようになってきた。このことは韓国が積極的に受諾のための方策を打ち出すのに対し、受け身ととられがちな日本の体質の差異が見てとれるようである。日韓はともに顕著な普遍的価値（OUV: Outstanding Universal Value）には距離をとっており有形文化財には慎重だったが、無形文化財については一時期世界をリードした時期があった。しかし、グローバル・ポリティックスのなかでの対応の積極性の差異であると考えると、きわめて対照的であるといえる。韓国の無形文化財はすべてナショナルであり日本でいう民俗文化財は存在しない。新概念の分立を許さず、既存の概念の下位に含めるからである。日韓が握っていたリーダーシップはユネスコにうつり、当初は専門家から距離をとっていた無形にも専門家集団の介入がなされナショナル・ブランドになりつつある。日本の場合にも、「男鹿のナマハゲ」をすでに登録されていた「甑島のトシドン」とまとめて「小正月の来訪神行事」とカテゴリーを広げて改めて登録した。この対応はやや一元管理的ともいえる。ここに象徴的にあらわれているように、グローバルなものへの対応は結果的に韓国型にちかくなる部分もあるようである。

「日本の文化財政策」（菊池健策）は、日本の文化財保護を主にユネスコの無形文化財条約と対照する。「文化財保護法」のいくつかの改正を経て、無形文化財、無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）、選定保存技術の指定・選定が行われ、とくに重要なものには、重要無形文化財、重要民俗文化財としての選定がなされ、保護施策が講じられている。これらの概念はユネスコの無形文化遺産条約とはほぼ重なる部分をもちながら、異なる点もある。ユネスコ条約では、器具、物品、加工品など日本の制度上は有形としてカバーされる部分も含まれる点、ユネスコ条約は世界遺産との差別化を図った歴史もあり、世界の無形文化財は平等の価値を持つという理念をもつが、日本の無形文化財は、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」とされる（もっとも民俗文化財は「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことができないもの」とされている）。また類似のものをまとめるのがユネスコ方式だとすれば、日本の指定・保護は個別であったという違いもある。無形民俗文化財に対する取り組みは世界の趨勢を先取りしている部分もある。

Ⅲ　本書の意義と今後の展望

本論集のもととなった講座は文化遺産や文化財に関して、「歴史・宗教・社会・文化・民族・政治・経済・観光など多様な視座からとらえる企画であった」（i）というが、読了してあらためて感ずるのは、むしろこのテーマ自体がこれらの諸要素（「歴史・宗教・社会・文化・民族・政治・経済・観光」）と切りはなして考えられないということである。本書で扱われるどの地域をとりあげても複雑な制度と時とともにかわる方針に目もくらむ思いだが、それらも「遺産」という名前で呼ぶ以上、グローバル・ポリティクスの綾のひとつのあらわれなのであろう。

さらに、制度が重要なポイントになる以上、国家の枠組みが重要な焦点となる。そのためもあろうが、国家をまたいで、あるいはその枠組みの内部に複数存在するはずの人々の「文化」の様態を取り扱った議論が少数の例外を除いてあまりみられなかったのは残念である。しかし、それはいわゆる無いものねだりというものかもしれない。

また、編者鈴木正崇は、アジアの文化遺産について「単なる紹介にとどまらず、今後の我々の生き方や、未来の人々に対しての責任を自覚することを含めて総合的な考察を加えた」（i）という。中心となるのがグローバル・ポリティクスである以上、ことは「アジア」の文化遺産にとどまらないであろう。地球上のどの地域でも、おそらくは同じような事態が見て取れるはずであり、しかもそれぞれが相互連関しているはずだ。だとすればこの問題（あるいはそのあらわれとしての現象）を考える際に範囲を「アジア」といった地理的区分で区切る意味がどこにあるのだろうか。それは、単に現象を切り取る際の便宜的な問題なのか、実は微妙な問題をはらんでいる。

鈴木は 2015 年、現在を「文化遺産の転換期」と呼ぶ（xv-xvii）。テロや自然災害などの危機に加え、「明治日本の産業革命遺産」など、デリケートな議論を要する登録があり、人類の負の遺産についてもダークツーリズムなどの流行で注目もされたからである。今後、未来にどう託すかが問われている（xvi）というのは、その通りであろう。

それぞれの論考で世界遺産と人々の生活、オーセンティシティや価値づけをめぐる問題、あるいは無形文化財の範囲をめぐる議論、近い論点を独立に議論しながら、それらが統合されることはなかったのは残念ではあるが、今後の楽しみでもある。本書のいくつかの重複部分を鍵として、より議論を深化させるような読みも望めば可能であろう。本講座、論集で出会い、他の地域の事情を知ったそれぞれの専門家が、共通点、差異を踏まえたうえでどのような議論を展開することが可能になるのかは期待されるところだが（実際には日韓比較などはその気になればすぐにそれが具体化されえよう。すでに実現しているのかもしれない）、それはこの論集を超えたどこかに設定されるべき事業であるのかもしれない。この講座の枠を超えて、どこかの機会にこの論集の寄稿者たちが顔を合わせる共同研究がもたれることが期待される。

（うめや　きよし　神戸大学）